

貸付料について

1 貸付方法

有償貸付

2 貸付料

(1) 市有地貸付の原則

1月につき価格^{*1}の1,000分の4で算出した額^{*2}

*1 公有財産貸付契約締結時に確定している直近年度の固定資産税仮評価額とする。

*2 芦屋市公有財産規則(昭和39年芦屋市規則第14号)第16条第1項第1号イの規定より算出した額(以下「規則貸付料」という。)

(2) 特例措置

上記(1)に関わらず、待機児童の解消など、子育て環境を充実させるため、市有地を就学前教育・保育施設の運営のために貸し付ける場合の貸付料について、規則貸付料の100分の50とする。

(3) 経過措置

上記(2)に関わらず、募集事業者の確保や既存施設との均衡等のため、貸付料について、開園準備に必要な期間及び開園後5年間は無償とし、開園後6年目から5年間は上記(1)に規定する規則貸付料の100分の25とする。その後の貸付料は待機児童数や経済情勢等を踏まえ、別途協議とする。

3 貸付料の計算方法の例

(1) 固定資産税仮評価額 304,900,590円

(2) 特例措置による計算

ア 月額貸付料 上記(1)×1,000分の4×100分の50⇒609,801円

イ 年額貸付料 上記ア×12か月=7,317,612円

(3) 緩和措置による計算(令和9年度から令和13年度まで)

ア 月額貸付料 上記(1)×1,000分の4×100分の25⇒304,900円

イ 年額貸付料 上記ア×12か月=3,658,800円

※ 上記計算方法は、令和元年度固定資産税仮評価額を基に算出した場合の例示です。実際の貸付料は、公有財産貸付契約締結時に確定している直近年度の固定資産税仮評価額としますので、上記金額から変更になる場合があります。